

2017★春号

# 九段会計通信

発行：税理士法人 九段会計事務所

住所：東京都千代田区九段南 4-3-1 滝ビル 3F 電話：03-3222-5271

いつも九段会計事務所をご愛顧いただき、  
また九段会計通信をご愛読いただき  
ありがとうございます。  
『九段会計通信 2017 春号』をお届け致します。

## ◆目次◆

- ・代表高木の【日々是勉強！】
- ・今号の税務トピックス
- ・人材の流出を防止するために
- ・新入所員紹介
- ・編集後記

## 代表高木の【日々是勉強！】

九段会計事務所 代表 税理士 高木 功治

新年度も一カ月が過ぎました。鮮やかに咲いたピンクの桜が、初々しい緑の葉に変わり、気持ちも明るく清々しい季節となりました。

一方で、相変わらず世界中でテロが頻発し、シリアでは化学兵器が使用され、アメリカの報復攻撃がなされました。また日本にとっての脅威は北朝鮮情勢です。かなりの緊迫感がありますが、米中両首脳は難しい対応に迫られています。武力衝突ではない解決方法を切に願うばかりですが、国家間でも日常生活でもクレイジーな人がいると平和と唱えているだけでは、問題は解決しません。世界のパワーバランスが激変する中、日本はどうあるべきなのでしょう。真剣に考えなくてはならない時かもしれません。



代表・税理士 高木 功治

我々、中小企業にとって好景気の実感は薄いですが、依然、円安株高が続き、低金利政策で不動産価格は上昇しマンション価格は高止まりしています。そんな中で経営者の一番の悩みは、人手不足の恒常化です。2月の失業率は2.8%と22年ぶりのバブル経済時に並ぶ低水準です。電通事件に象徴されるように、安倍政権の働き方改革で、長時間労働の問題もクローズアップされています。経営者としては、人は採用できない、人件費アップの圧

力がかかる、残業時間も短縮しなければならないなど、「人」に関する悩みが大きなウエイトを占めてきています。

弊社が共催している経営者大学の新春セミナーで、2017年最重要経営課題として「飛躍的な生産性の向上」のお話がありました。「人手不足の常態化」をどう乗り越えていくか。人は採用できない、労働時間は短くなる、人件費はアップするという中で、真剣に「飛躍的な生産性の向上」に取り組まなければならないという事です。

それでは、具体的にどのように行えばよいのでしょうか？

①現状把握をし、生産性が低い原因を箇条書きで書き出します（原因仮説）。

②何にどれだけの時間を費やしているのかのデータを取り続けます。

③構成比の高いところから改善方法を考えます。

④改善案を実行します。

⑤成果が出ているのかを検証します。

⑥①に戻る。

ヒント

生産性向上の手法

・仕事の受発注の見直し（業務を作業レベルに分解する習慣づけ）

・業務に集中できる環境を整える→誰も話しかけない集中時間をつくる

・上手な時間の使い方を習得させる 標準時間の設定 データを取り続ける

・3つの観点からの検討作業  
廃止できないだろうか？ 誰も使っていない資料作り

省力化できないだろうか？ 一緒にできないか、回数を減らせないか

代替化できないだろうか？ システム化できないか

・もっと仕事を楽にできないか→エクセル等の活用

・知的作業は「見える化」→生産性アップ

いかがでしょうか？少ないマンパワーでアウトプットを増やすためには、「飛躍的な生産性の向上」を目指すしかありません。中小企業は日々の業務で毎日忙しく、手が付けられないのが現状だと思います。しかし、経営環境がそれを許してくれません。状況が厳しくなる一方であることを肝に銘じて、覚悟を持って取り組むしかありません。一朝一夕に出来るようになるわけではないですが、まずスタートさせ、一步一步前進し継続させこの難局を乗り越えていきましょう！



## 今号の税務トピックス

九段会計事務所 山岡 至

### ～平成 29 年度税制改正～

平成 29 年 3 月 27 日、「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法の一部を改正する法律」が国会を通過し、平成 29 年度の税制改正が決定しました。

今回は、成立したばかりの平成 29 年度税制

改正を、ご説明をしていきます。

## 1. 所得税の改正

### (1) 配偶者控除・配偶者特別控除の変更

従来から改正の論点となっていました配偶者控除・配偶者特別控除について、いよいよ改正が行われました。改正点としては、次の2点が挙げられます。

#### ① 納税者の所得制限

これまで、配偶者控除・配偶者特別控除を受ける納税者について、所得制限はありませんでしたが、改正により、所得制限の仕組みが創設されました。

所得制限は、次の4段階に分かれます。

イ. 所得金額 900 万円以下

ロ. 所得金額 900 万円超～950 万円以下

ハ. 所得金額 950 万円超～1,000 万円以下

ニ. 所得金額 1,000 万円超

「イ. 所得金額 900 万円以下」については、配偶者控除・配偶者特別控除を全額受ける事が出来ますが、「ロ. 所得金額 900 万円超～950 万円以下」、「ハ. 所得金額 950 万円超～1,000 万円以下」については、段階的に遡減する形になります。また、「ニ. 所得金額 1,000 万円超」の場合には、配偶者控除・配偶者特別控除を受ける事は出来ないようになりました。

配偶者控除及び配偶者の所得金額が 85 万円以下の場合の配偶者特別控除の金額については、上記のイ～ニとの対応は、次のようになります。

イ. 38 万円

ロ. 26 万円

ハ. 13 万円

## ニ. 適用なし

### ② 配偶者特別控除の対象の拡大

配偶者特別控除の枠が拡大されました。従来は、配偶者の年間所得が 38 万円（給与収入の場合、103 万円）以下の場合には配偶者控除、配偶者の年間所得が 38 万円超～76 万円（給与収入の場合、103 万円～141 万円）の場合には、配偶者特別控除が段階的に適用されてきました。

今回の改正では、配偶者控除の枠はそのままですが、配偶者特別控除の枠が、次のように変わりました。

#### イ. 従来

年間所得 38 万円～76 万円（年間給与収入 103 万円～141 万円）の間で段階的に控除  
ロ.

年間所得 38 万円～85 万円（年間給与収入 103 万円～150 万円）の間は一律控除

（控除金額は、①のイ～ニの通り、38 万円、26 万円及び 13 万円です）

年間所得 85 万円～123 万円（年間給与収入 150 万円～201 万円）の間で段階的に控除



実質的に、これまで 103 万円の壁と言われていた、配偶者控除 38 万円の枠が、150 万円にまで広がった形となっています。

これにより、いわゆる 103 万円の壁は撤廃さ

れました。

## ② 他の配偶者関連項目との関係性

配偶者控除・配偶者特別控除は改正されましたが、次の点で注意が必要です。

### イ. 社会保険料

社会保険料については、年間の給与が130万円以下の場合に扶養対象者となり、130万円を超えると、扶養対象者から外れます。

所得税・住民税については、段階的に納税額が発生するため、従来基準で103万円を超えたとしても、所得税・住民税の負担額は段階的に発生するのみですが、社会保険料の扶養対象になった場合には、一度に負担額が生じますので、130万円の壁の方を基準にされている方も多いかと存じます。

今回の改正は税法の改正ですので、社会保険の基準である130万円の壁は、依然として存在しますので、ご注意下さい。

### ロ. 社内規定による配偶者手当

大きい会社などでは、配偶者を扶養する場合に配偶者手当などの規定がある場合があります。ですが、こちらは会社の中の決まりですので、税務と連動するかどうかについては、会社の規定によりますので、ご注意下さい。



## (2) セルフメディケーション税制

セルフメディケーション税制は、前年の税制改正により創設されたものですが、適用に

ついては、平成29年1月1日以後のものになりますので、併せて紹介します。

## ① セルフメディケーション税制とは

### イ. 対象者

健康の維持増進及び疾病の予防への取組として「一定の取組」を行う個人（居住者）

### ロ. 適用期間

平成29年1月1日から平成33年12月31日

### ハ. 要件

- ・対象者又は対象者と生計を一にする配偶者、その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入の対価を支払う
- ・その年中に支払ったその対価の額の合計額が1万2千円を超えている

### ニ. 控除金額

その1万2千円を超える金額（その金額が8万8千円を超える場合は8万8千円）が、その対象者の年間の総所得金額から控除する制度です。

つまり、最大10万円までのOTC医薬品の金額から1万2千円を引いた金額が、所得から控除される事になります。

## ② 医療費控除との関係

医療費控除との選択適用となります。一度、医療費控除又はセルフメディケーション税制の選択を行った場合、後で修正申告又は更正の請求により、医療費控除からセルフメディケーション税制へ、又はセルフメディケーション税制から医療費控除に切り替える事は出来ません。

## ③ 「一定の取組」

①の「イ. 対象者」で規定する「一定の取組」とは、次のものをいいます。

- イ. 保険者（健康保険組合、市町村国保等）

が実施する健康診査(人間ドック、各種健(検)診等)

ロ. 市町村が健康増進事業として行う健康診査(生活保護受給者等を対象とする健康診査)

ハ. 予防接種(定期接種又はインフルエンザワクチンの予防接種)

ニ. 勤務先で実施する定期健康診断(事業主健診)

ホ. 特定健康診査(いわゆるメタボ健診)又は特定保健指導

ヘ. 市町村が実施するがん検診

※市町村が自治体の予算で住民サービスとして実施する健康診査は対象になりません。  
 なお、申請者が任意に受診した健康診査(全額自己負担)は、「一定の取組」に含まれません。

④ 対象医薬品の見分け方と証明書類

本税制の対象となる OTC 医薬品(約 1,500 品目)は厚生労働省の HP で掲載されています。また、一部の製品については関係団体による自主的な取組により、対象医薬品のパッケージにこの税制の対象である旨を示す識別マークが掲載されています。

また、領収書に購入医薬品が対象である旨の記載がされます。



2. 法人税の改正

(1) 所得拡大税制の見直し

所得拡大税制の拡充が行われました。

① 大企業

イ. 要件の変更

(改正前)

(イ) 給与等支給総額: 平成 24 年度から一定割

合以上増加

(ロ) 給与等支給総額: 前事業年度以上

(ハ) 平均給与等支給額: 前事業年度を上回る

(改正後)

(イ)(ロ)変更なし

(ハ) 平均給与等支給額: 前年度比 2%以上増

ロ. 税額控除額の変更

(改正前)

給与等支給総額について 24 年度からの増加額の 10%が限度

(改正後)

給与等支給総額について 24 年度からの増加額に対する 10%の税額控除に加え、前年度からの増加額について、2%の税額控除を上乗せ

(2) 中小企業

イ. 要件の変更

(改正前)

(イ) 給与等支給総額: 平成 24 年度から一定割合以上増加

(ロ) 給与等支給総額: 前事業年度以上

(ハ) 平均給与等支給額: 前事業年度を上回る

(改正後)

(イ)(ロ)(ハ)変更なし

ロ. 税額控除額の変更

(改正前)

給与等支給総額について 24 年度からの増加額の 10%が限度

(改正後)

給与等支給総額の 24 年度からの増加額に

対する10%の税額控除に加え、平均給与等支給額が前年度比2%以上増の場合は、給与等支給総額の前年度からの増加額について、12%の税額控除を上乗せ。

これにより、大企業・中小企業ともに、所得拡大税制の適用金額が最大で10%から12%に拡大します。

#### (2) 中小企業投資促進税制等の創設

平成26年4月1日から平成29年3月31日までの期間で適用された中小企業投資促進税制の上乗せ措置が、中小企業経営強化税制として、独立し、従来よりも拡大して適用されます。

##### ① 中小企業経営強化税制とは

次のいずれかの設備に該当する場合、その取得した資産について、即時償却(100%償却)又は7%又は10%の税額控除の適用を受ける事が出来ます。

##### イ. 生産性向上設備

旧モデルと比べて生産性が年平均1%以上改善する設備

##### ロ. 収益力強化設備

投資収益率が5%以上の投資計画に係る設備

従来の中小企業投資促進税制の上乗せ措置には含まれていなかった器具備品・建物附属設備について対象となる範囲が広がりました。また、従来の中小企業投資促進税制の上乗せ措置では、工業会等又は経済産業局の確認が必要でしたが、中小企業経営強化税制では、それらに加え、経営強化法(経営力向上計画)の認定を受ける必要があります。

#### 4. その他の措置

##### (1) 「積立NISA」の創設

現行のNISAに加えて、「積立NISA」が創設されました。(年間投資上限額40万円、非課税期間20年)

現行のNISAと積立NISAは、選択適用になります。

##### (2) 事業承継税制の見直し

次の3点で見直しがあります。

##### ① 災害時等の雇用確保要件(注)等の緩和

次に該当する会社について、雇用確保要件等を緩和されます。

イ. 災害による資産の被害が大きい会社

ロ. 従業員の多くが属する事業所が被災した会社

ハ. 災害や主要取引先の倒産等により売上高が大幅に減少した一定の会社

(注)雇用確保要件とは、経営承継期間(5年間)平均で、贈与又は相続開始時の常時使用従業員数の8割以上を確保することをいいます。

##### ② 雇用確保要件の計算方法の見直し

従業員の少ない小規模事業者に配慮し、維持すべき従業員数〔贈与时等の従業員数×80%〕の計算上、端数が切捨になります。

##### ③ 相続時精算課税制度との併用

贈与税の納税猶予の適用を受ける株式等について、相続時精算課税制度の適用が可能となります。

##### (3) 国外財産に対する相続税等の納税義務の範囲の見直し

##### ① 外国人の相続又は贈与

短期滞在の外国人(外国人駐在者)同士の相続等については、国外財産が課税対象から外れます。

##### ② 日本人の相続又は贈与

相続人等又は被相続人等が10年以内に国

内に住所を有する日本人の場合は、国内及び国外双方の財産を課税対象とします。(これまで、5年以内でした。)

①及び②は、平成29年4月1日以後の相続又は贈与について適用されます。

#### (4) タワーマンション節税への対抗措置

居住用超高層建築物(いわゆる「タワーマンション」)に係る固定資産税及び不動産取得税について、各区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる按分割合を、実際の取引価格の傾向を踏まえて補正するよう見直しが行われます。

※平成30年度から新たに課税されることとなる居住用超高層建築物(平成29年4月1日前に売買契約が締結された住戸を含むものを除く)について適用されます。

なお、こちらの改正は、地方税(固定資産税及び不動産取得税)についてのみ行われます。所謂タワーマンション節税については相続税が主な対象になるかと思いますが、相続税ではまだ対抗措置は取られていません。

#### (5) コーポレートガバナンス改革・事業再編の環境整備

##### ① 法人税の申告期限の見直し

企業と投資家の対話の充実を図るための株主総会の開催日の柔軟な設定のための環境整備として、法人税の申告期限を事業年度終了から最大6ヶ月後まで延長可能となります。

(改正前は最大3ヶ月後まで。)

※平成29年4月1日より申請できます。

##### ② 役員給与に係る税制の整備

株価や中長期的な業績を反映した役員給与制度による経営者へのインセンティブ付与のための環境整備として、役員給与の損金算入

対象が拡大(株価連動給与等)されます。

※一部を除き、平成29年4月1日以後に支給等に係る決議をする給与について適用されません。

##### ③ 組織再編税制の見直し

企業の機動的な事業再編を可能とするための環境整備として、上場企業内の事業部門の分社化(スピノフ)の際の譲渡損益の課税を繰り延べる等、組織再編税制の整備が行われます。

※一部を除き、平成29年4月1日以後に行われる組織再編成について適用されます。



九段会計 山岡 至

## 人材の流出を防止するために

マネージャー 矢合 真弓

人材不足が騒がれている中で、実際に採用活動をしていると、深刻化してきているなど実感している方も多いのではないのでしょうか。特に介護や看護、運送業や建設業、飲食業などは特に厳しいようです。平均すると半分の企業が採用したいのに採用できていない状況のようです。

大企業が採用の門戸を広げた為、中小企業はなおさら採用活動が厳しくなっていると思

います。そのため、採用コストは増加するばかりで、大企業のような体力が無いので、求人媒体に高額な費用を支払い続けるのは困難な状況かと思えます。

中小企業の人材不足の対策としては、まずは従業員が辞めるのを防ぐことです。新しく採用することが本当に難しいため、欠員の補充がすぐにできるとは限りません。また、引き継ぎのための労力も中小企業にとっては負担になります。

退職の理由の上位は、

- 1位：上司・経営者の仕事の仕方が気に入らなかった
- 2位：労働時間・環境が不満だった
- 3位：同僚・先輩・後輩とうまくいかなかった
- 4位：給与が低かった
- 5位：仕事内容が面白くなかった
- 6位：社長がワンマンだった
- 7位：社風が合わなかった
- 7位：会社の経営方針・経営状況が変化した
- 7位：キャリアアップしたかった
- 10位：昇進・評価が不満だった

(出典：リクナビNEXT 2017年4月14日記事)

だそうです。

一方、経営者からすれば、リソースを割いて採用したのだから、可能な限り働き続けてほしいという気持ちが強いと思います。

そのようなミスマッチを防ぐため、コミュニケーションをしっかりと図るのはもちろんですが、個人個人の適性によって、コミュニケーションの仕方も変わるので、適性検査を行うことをお勧めします。弊社でも活用しておりますが、これにより、面接時と採用後のギャップが改善し、本人に合ったコミュニケーションを取ることが出来るようになりました。

上司や経営者がよかれと思って一生懸命コミュニケーションをとっていた方法が逆効果になる場合もありますので、ぜひ適性検査をして、本人の適性を踏まえたうえで、本人に合ったコミュニケーションの仕方や仕事の与え方をすることをお勧めします。



マネージャー 矢合 真弓

## 新入所員紹介

九段会計事務所 武井 愛実

昨年12月より九段会計事務所に入所致しました武井 愛実 (たけい まなみ) と申します。

「出身は『クレヨンしんちゃん』で有名な市の周辺の町です。」と話す中、だいたいの地理を皆様にはわかっていただけるので、クレヨンしんちゃんさまさまです。

小さい頃は水泳やスキーなど体を動かすことが多かったのですが、最近はミステリーやアクションに偏った映画鑑賞に浸ることが多いので、オススメの映画などありましたら、ぜひ教えていただければ嬉しいです。

1日でも早く皆様のお役に立てるよう精進して参りますので、どうぞ宜しくお願い致します。



九段会計 武井愛実

## 編集後記

九段会計事務所 遠藤 洋輔

3月11日で東日本大震災から6年、4月14日で熊本地震から1年が経過しました。今ではメディアで取り上げられることも少なくなってきましたが、(元復興相の問題発言はかなり取り上げられましたが…)今でもまだ避難生活を送っている人がいるというのが現実です。災害ボランティアは年月が経過するほど減少する傾向にあるようですので、私が出来る事は、今後も微力ではあると思いますが行っていこうと思います。

さて、今号は平成29年度税制改正の内容を掲載させて頂いておりますので、税務トピックスが盛りだくさんの内容となっております。配偶者控除の見直しやセルフメディケーション税制の導入など、個人の所得税に直接関わる改正もありますので、不明な点がございましたらお問合せ頂ければと思います。

最後になりますが、とある方面からご好評頂いております雑学シリーズの最新版をご紹介いたします。今回は、とある国際デーのひとつをご紹介します。

皆さまは「世界禁煙デー (World

NO-TabaccoDay)」の存在をご存知でしょうか？分煙が謳われている近年に出来たのかと思う方が多数だと思いますが、制定は1989年に遡ります。世界保健機関が定め、日付についても、世界保健機関の事業計画、予算の決定が終わり、落ち着くであろう5月31日と定められました。日本では1992年から始まり、厚生労働省主導のもと5月31日から6月6日までを禁煙週間と定め、イベントの開催などが行われているようです。

飲食店でも分煙が始まったり、会社のオフィスでも分煙、禁煙が主流になったりしておりますので、喫煙者の方にとっては過ごしにくい世の中になってきているのではないのでしょうか。

今月末から禁煙週間が始まりますので、禁煙したいと思っている方はこれを機に禁煙してみるのはいかがでしょうか？



編集担当 遠藤 洋輔

今号もご愛読くださ  
いましてありがとう  
ございました。  
広告掲載ご希望の方  
はお気軽に弊所まで  
ご連絡ください！



Follow me !!

@kudankaikei



Like me !!

「九段会計事務所」

企画・デザイン・試作から筐体設計まで  
総合的な開発業務を行っています。

工業力学  
高性能オーバー  
オンジナル製品

楽しく! 便利に! 簡単に!

イーグ [eg]

こだわりのこの形に

unlimit 有限会社 アンリミット・ジャパン

〒206-0014 東京都多摩市玄田 1154-1 多摩ファイブプラザビル2F  
TEL 042-355-7110 FAX 042-355-7118  
http://www.unlimit-j.co.jp

農業を使用しない害虫対策  
セルコートアグリ(特許品)

一緒に未来の子供たちが安心して暮らせる環境づくりをしませんか?

詳細はホームページをご覧ください  
http://tokyo-agrin.com

株式会社東京マテリアル  
東京都台東区千束2-33-8  
TEL:080-7992-2332専用ダイヤル  
03-3876-0561随時ダイヤル

みなさん『いちおし!』の  
日本酒を教えてください!

最大級の日本酒データベース  
日本の味酒々想々(ささぞうそう)

日本の味プロジェクト 酒々想々  
蔵元さんも参加しています!

http://www.jpsake.info/

ilo  
伊倉総合法律事務所  
IKURA LAW OFFICE

あらゆる場面でお客を第一に考えます  
AT YOUR SIDE

伊倉総合法律事務所は、あらゆる場面でお客を第一に考える“at your side.”の精神のもと、お客様に優れた価値を提供し続けたいと考えております。

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1  
TEL 03-5412-4442  
FAX 03-5412-4430  
MAIL ikura@ikura-law.jp

KONFIG  
WEB DESIGN COMPANY

WEBサイトの企画、制作  
運営、新規サービス開発

ホームページに関するお悩みや  
新規サイト制作、リニューアルの  
ご相談など、まずはお気軽に下記  
メールでご連絡ください。

contact@konfig.jp

http://www.konfig.jp

esaura  
商品企画・マーケティング  
ご担当者様へ

ママさんの声を  
無料で  
集められます

「九段会計通信」を  
見たらご連絡で  
ママさん座談会の開催が  
一般5,000円→**無料!**

お問い合わせ  
info@iinaa.jp

えそらLLC  
渋谷区代々木3-1-11  
パンフィックスエア代々木2F  
03-6869-1655 http://esaura.jp

LOVE BEER? LOVE TO TRAVEL?

渋谷で  
ビール旅行  
してみませんか?

CERVEZA GYM GROUP

taki JAPANESE BEER & SAKE

Wasserfall GERMAN & AUSTRIAN BEER

Waialele HAWAIIAN & AMERICAN BEER

日本をテーマとした「TAKI」 ドイツ・オーストリアをテーマとした「Wasserfall(ワザファル)」 ハワイ・アメリカをテーマとした「Waialele(ワイアレレ)」

一年以上をかけた、世界一周ビール飲み歩きの旅をした  
オーナーが営むセルベツサジム・グループ  
http://www.cataratas-shibuya.com/group

今日の生ガール  
をチェック! →

...本当に チェンマイ が  
そんなに 良い所 なの!?

以前からリタイア後のロングステイ先として人気の  
チェンマイですが、近年では「組合旅行」や「社員  
旅行」でも人気になってきています。  
3連休があれば、象に乗り、首長族と出会い、トラ  
に乗り、夜は宴会をし、タイ式マッサージで疲れを  
癒す...という旅が往復の飛行機代も6万円台から  
あります。

選ばれる5つの魅力

- ・物価が安い! (日本の3-5分の1程度)
- ・700年以上の歴史を持つ!
- ・食事が美味しい!
- ・自然が豊かで、動物が多い!
- ・美人が多い!

ホームページ http://thai-baan-chiangmai.com  
ブログ http://blog-thai-baan-chiangmai.com  
フェイスブック  
https://www.facebook.com/baanchiangmai555  
Eメール baanchiangmai555@gmail.com